

◎一般廃棄物処理施設維持管理情報(平成 28 年度)

第1清掃工場

1. 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号イ)

(単位 トン)

種類 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ごみ搬入量	4906.6	5361.98	4849.72	4988.12	4983.70	4908.32	4924.84	4817.64	5473.12	4682.20	4093.96	4849.22
残滓搬出量	583	820	549	626	748	610	570	505	739	644	386	743

2. 焼却炉の運転状況 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロ及びハ)

1号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
測定結果の得られた日	26	18	休炉	19	27	22	18	4	22	24	25	29	
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	測定位置 燃焼室	901	893	—	904	899	901	900	899	898	901	910	906
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	測定位置 EP入口	217	211	—	209	211	212	206	211	207	217	216	212
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	測定位置 煙突入口	4	4	—	5	4	3	3	3	3	3	4	3
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	—	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	

2号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
測定結果の得られた日	11	31	29	18	24	21	25	28	24	14	休炉	23	
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	測定位置 燃焼室	897	897	903	898	898	896	892	902	889	896	—	894
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	測定位置 EP入口	205	204	208	212	207	208	210	215	211	217	—	197
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	測定位置 煙突入口	3	3	4	3	4	3	3	4	3	4	—	3
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	

○注:EPとは電気集じん器の略です。

○連続測定記録等はデータ量が多いため、記録データ保存管理しておりますので当工場で見覧による公表を致します。記載数値は定常運転時の月平均値です。

○定常運転とは、当日の24時間の内運転時間が5時間以上で時間平均燃焼室温度が800℃以上であること。

3. 排ガス中のばい煙濃度測定結果（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ニ）

項目 / 焼却炉			1号炉						測定実施回数
試料採取位置			煙突入口						ばい煙濃度測定回数 6回/年 ダイオキシン類濃度測定回数 2回/年
試料採取月日			4月1日	5月13日	8月9日	10月25日	12月16日	1月19日	
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			5月19日	6月27日	9月26日	12月5日	1月31日	3月3日	
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			—	—	10月7日	—	2月16日	—	
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）						適用法令
ばいじん	0.08	g/m ³ N	0.003	0.002	0.002 未満	0.003	0.002 未満	0.002	大気汚染防止法
硫黄酸化物	8.65	m ³ N/h	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	大気汚染防止法
塩化水素	122	ppm	8 未満	8 未満	7 未満	8 未満	7 未満	7 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	58	58	76	56	69	64	大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	1.45	mg/m ³ N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
水銀及びその化合物	2.89	mg/m ³ N	0.026	0.021	0.005 未満	0.031	0.013	0.018	大阪府生活環境の保全等に関する条例
銅及びその化合物	28.95	mg/m ³ N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	5.79	mg/m ³ N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m ³ N	—	—	0.16	—	0.22	—	ダイオキシン類対策特別措置法

項目 / 焼却炉			2号炉						測定実施回数
試料採取位置			煙突入口						ばい煙濃度測定回数 6回/年 ダイオキシン類濃度測定回数 2回/年
試料採取月日			4月1日	5月13日	8月10日	10月25日	12月16日	1月20日	
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			5月19日	6月27日	9月26日	12月5日	1月31日	3月3日	
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			—	7月11日	—	—	—	3月10日	
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）						適用法令
ばいじん	0.08	g/m ³ N	0.004	0.002 未満	0.002	0.003	0.002 未満	0.002 未満	大気汚染防止法
硫黄酸化物	8.65	m ³ N/h	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	大気汚染防止法
塩化水素	122	ppm	7 未満	7 未満	7 未満	7 未満	7 未満	7 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	81	58	50	70	73	81	大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	1.45	mg/m ³ N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
水銀及びその化合物	2.89	mg/m ³ N	0.020	0.024	0.011	0.023	0.012	0.029	大阪府生活環境の保全等に関する条例
銅及びその化合物	28.95	mg/m ³ N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	5.79	mg/m ³ N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m ³ N	—	0.21	—	—	—	0.26	ダイオキシン類対策特別措置法

○測定結果については、測定・分析を測定業務委託業者にて実施しており、測定結果が得られしだい順次記載いたします。